

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第8号、多度津町奨学金条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第9号、多度津町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長 岡君

教育課長（岡 敦憲）

おはようございます。

議案第8号第9号について、一括提案説明申し上げます。

まず、議案第8号 多度津町奨学金条例の一部を改正する条例（案）の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、「日本育英会」が、すでに平成16年（2004年）に解散し、その後任機関として、「日本学生支援機構」が発足しており、また、高等学校及び高等専門学校生対象である第1種奨学金は、「貸与」ではなく、「給付」であることから、他の奨学金との重複をさけるべく、改正しようとするものであります。

それでは、2ページ新旧対照表をご覧ください。

第2条中の「日本育英会よりの学資金を受けるもの」を「他の制度による奨学金を受ける者」と改め、また、第11条中の「第8条第1項第2号」を「第8条第2項」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。なお、附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものであります。

以上で、簡単ではありますが、議案第8号 多度津町奨学金条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を終わります。

次に、議案第9号 多度津町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（案）の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、社会教育法第15条及び第18条が改正され、本年4月1日より施行され、社会教育委員の委嘱の基準にかかる規定を文部科学省令を参酌し、条例にて定めるよう規定されていることから改正するものであり、併せて文言を整備するものであります。

それでは、2ページ新旧対照表をご覧ください。

第1条の見出し中「社会教育委員の」を削り、同条中「社会教育委員」の次に「(以下「委員」という。)」を加え、また、2条3条4条の見出し中「委員の」を削り、2条及び3条第1項中「社会教育」を削るものです。

また、第2条として、「委嘱の基準 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、

家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する」を追加し、次条以降1条ずつ繰り上げようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行し、改正後の多度津町社会教育委員設置条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。」とするものです。

以上、簡単ではありますが、議案第9号 多度津町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。